

公 示 送 達 書

所沢市告示第 464 号

令和7年10月1日

下記の書類は、財務部市民税課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなします。

地方税法第20条の2第1項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝彦

記

送 達 す べ き 書 類		送 達 を 受 け る 者
書類の名称	納税通知書番号	住所(所在地)及び氏名(名称)

所沢市告示第465号

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業に係る保留地公売の抽せん日を令和7年11月16日と定めたので、所沢都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(昭和59年1月11日規則第1号)第5条第1項の規定により公告する。

令和7年10月1日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 保留地公売の抽せん日時 | 令和7年11月16日(日)午前10時 |
| 2 保留地公売の抽せん場所 | 所沢市東狭山ヶ丘三丁目2853番地
狭山ヶ丘区画整理事務所 会議室 |
| 3 保留地公売申込期間 | 令和7年11月4日(火)から
令和7年11月12日(水) |
| 4 保留地公売申込場所 | 所沢市東狭山ヶ丘三丁目2853番地
狭山ヶ丘区画整理事務所 |

市道に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から 14 日間、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 1 日

所沢市長 小野塚 勝俊

道路の供用開始

道路の種類：市道

整理 番号	路線名 (市道)	区 間	幅員(m)	延長(m)	供用 開始日
1	2-394 号線	大字南永井字井頭 1073 番 2 地先から 大字南永井字井頭 1073 番 1 地先まで	7.0	120.90	令和 7 年 10 月 1 日
2	2-396 号線	大字南永井字井頭 1073 番 1 地先から 大字南永井字井頭 1070 番 3 地先まで	5.0~9.8	168.60	令和 7 年 10 月 1 日

所沢市告示 第467号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年10月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年9月30日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 10台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市告示第468号

所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第26条に規定する市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるものの名称は、次のとおりである。

令和 7年10月1日

所沢市長 小野塚 勝俊

公益財団法人所沢市文化振興事業団
公益財団法人所沢市公共施設管理公社
所沢市土地開発公社
株式会社埼玉西部食品流通センター
株式会社ところざわ未来電力
株式会社ワルツ所沢